

十二、経 過

要求拒絶せられたる爲翌十八日午前五時の始業時に至るも就  
業せず合宿所に籠城したるを以て營業主は狼狽し家族で照救  
慮儀に出たるが萬一需要に事缺ぐ場合を憂慮し態度一變自ら  
進んで解決を希望し従業員代表と折衝したる結果同日午後五  
時左の條件で解決したのである。

十三、解決條件

- 1、初日給診拾八錢とし三ヶ月目より四拾錢を支給す  
昇給は三ヶ月目より二箇年間は毎月日給壹錢宛を昇給せしめ其の後六箇年に達する迄毎月日給五厘宛を昇給せしめ六箇年以後は月給に引直す  
現従業員にして其の給料前記率に達せざるものは本日より新規定による日給を支給す

但し特殊技術を有するものは此の限りに非ず

- 2、今回の争議に犠牲者を出さず
- 3、退職者には現在支給しつつある日給の十五日分の金額に年数を加算したる金額の五割を交付する  
但し適當の機會に二十日分に引直す
- 4、正當の理由なくして解雇せざること、解雇の場合は二週間の猶議を與ふる
- 5、公傷の場合は従來通り醫藥を給すること
- 6、給料の支拂日は出來る限り従來通毎月十五日及月末に支拂す俟る
- 7、日給支拂時刻は出來る限り要望に應ずる
- 8、求眞會は毎月開催を努めて勵行する
- 9、争議中の費用は負擔せぬ尙本日の日給は之を支給せず